

北海道人事委員会議事規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第11条第5項の規定に基づき、人事委員会の議事に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 人事委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要があると認めたとき、又は委員の請求があったときに開催するものとする。

2 会議は、毎月2回開催することを例とする。

3 会議は委員長が招集することとし、招集に当たっては、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を、委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

4 会議は、第6項に定める場合を除くほか、3人の委員が出席しなければ開催することができない。

5 前項に規定する出席は、委員長が必要があると認めた場合に、映像及び音声を共有して相手の状態を相互に認識しながら適切に意思表示を行うことができるオンライン会議システムによってすることができる。

6 法第11条第2項の規定に基づく会議は、欠席委員以外の2人の委員の合議により、同項に規定する会議を開催するための十分な理由に該当すると認められた場合に、開催することができるものとする。

(会議の主宰)

第3条 会議は、委員長が主宰する。

(会議の幹事等)

第4条 会議に幹事を置く。

2 事務局長は、幹事として会議に出席するとともに、委員長の命を受けて、会議の事務を整理する。

3 事務局長は、幹事の職務を補助させるため、職員を会議に出席させ、又は職員に会議の事務を行わせることができる。

4 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局長の指定する職員がその職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 会議は、委員の過半数の同意によって、公開することができる。

(議事録)

第6条 会議の議事録は、幹事が作成する。

2 前項の議事録には、出席委員が記名押印するものとする。

(雑則)

第7条 この人事委員会規則に定めるものを除くほか、会議の議事に関する手続の細部については、別に定める。

北海道人事委員会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第50条第1項の規定に基づく口頭審理(以下「口頭審理」という。)及び北海道人事委員会議事規則(昭和26年北海道人事委員会規則2—0)第5条の規定に基づく北海道人事委員会の会議(以下「会議」という。)の公開に伴う傍聴に関して、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

- 第2条** 口頭審理又は会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、人事委員会事務局に住所、職業、勤務先、氏名、年齢等を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。
- 2 前項の傍聴券を所持しないときは、入場することができない。
 - 3 第1項の傍聴券の交付を受けた者は、入場の際して傍聴券を職員に示し、その指示に従わなければならない。
 - 4 報道関係者は、前3項の手続を要しない。

(遵守事項)

第3条 傍聴者は、傍聴席において次のようなことをしてはならない。

- (1) 帽子、襟巻、外とうを着けること。
- (2) 容儀を乱し、又は示威的行為を行うこと。
- (3) 委員又は当事者の言論に対し、批評を加え、又は可否を表明すること。
- (4) けん騒にわたり、議事を妨害すること。

(退場命令)

- 第4条** 人事委員会は、傍聴者がこの規則に違反したと認めるとき又は議事の進行を阻害するおそれのあるときは、注意を与え、なお改めないときは、秩序維持のためその者の退場を命ずることができる。
- 2 前項の規定によって退場を命ぜられた者は、当日の口頭審理又は会議において再び傍聴することはできない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、口頭審理又は会議の傍聴に関し必要な事項は、事務局長が定める。